

## ○日進市空家等対策協議会設置条例

平成28年3月24日  
条例第7号

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第7条第1項の規定に基づき、日進市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、日進市空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う。

(組織)

第3条 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

2 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年日進町条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

○日進市空家等対策協議会設置条例施行規則

平成28年3月25日  
規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、日進市空家等対策協議会設置条例(平成28年日進市条例第7号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、日進市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務等)

第2条 協議会は、市長の求めに応じ、条例第2条の協議を行うものとする。

(委員の構成)

第3条 条例第3条第2項各号に規定する委員は、別表に掲げる委員構成とする。

(会長の職務の代理)

第4条 会長に事故等があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会長及び委員の辞任)

第5条 会長は、事故等により辞任しようとするときは、理由を付した書面をもって前条の規定により会長の代理に指名された委員に申し出なければならない。

2 委員は、事故等により辞任しようとするときは、理由を付した書面をもって会長に申し出なければならない。

(代理出席)

第6条 市長又は関係行政機関の職員につき任命された委員に事故等があるときは、その職務を代理する者が、議事に参与し、決議の数に加わることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設経済部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月11日規則第23号)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

別表(第3条関係)

委員構成	委員定数
地域住民(公衆の市民、区長会代表者、民生委員・児童委員協議会代表者)	3人以内
学識経験者(法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者)	3人以内
その他市長が必要と認める者(関係行政機関の職員等)	3人以内